

介護保険制度の改善を求める意見書

「利用料が1割から2割になり、訪問介護とデイケアの利用を半分に減らした」「特養に入所できず、家族が仕事を辞めて介護」など、新たな介護困難や介護離職が広がっている。

事業所は、介護報酬の大幅な引き下げにより、倒産・廃業する事業所が相次ぎ、地域の介護サービス基盤そのものを大きく揺るがしている。

介護現場では、職員を募集しても応募がなく、人手不足が常態化・深刻化している。原因は、介護職の給与が全産業平均と比べて月10万円もの低水準や人手不足による加重労働にある。介護の担い手を外国人労働力に求めるという安直な方法ではなく、抜本的な処遇の改善こそ行うべきである。また、介護職員が利用者・家族から受けるパワハラ・セクハラが社会問題化し、厚労省も実態調査を開始するなど対策に乗り出した。1人勤務を禁止し、複数職員で従事できる対応が必要である。介護職員の被害を防ぐためにも、国として対策マニュアルを作成するだけでなく、必要な予算措置を講ずべきである。

高齢化が進展する中で、介護保障の充実はすべての高齢者・国民の願いであることから、以下の改善を要望する。

1. 新たな給付削減・負担増方針は行わないこと。
訪問介護の回数制限は中止すること。
現役並み所得者の利用料の3割負担実施を見直し、利用料は1割負担に戻すこと。
要介護1、2の生活援助サービスを継続すること。
2. 特別養護老人ホームへの入所対象者を要介護1以上に戻すこと。補足給付における資産要件等を撤廃し、2014年法改正以前の要件に戻すこと。
3. 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に努めること。
4. 介護従事者の処遇を大幅に改善し、人手不足の抜本的な解決を図ること。そのための財源は、一般財源で確保すること。
5. 政府の責任で必要な財源を確保すること。社会保障費の削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	石田真敏	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会